

# マイナ受付

対応しています

医療機関や薬局で、保険証の代わりに  
マイナンバーカードを使う新たな方法。  
それが「マイナ受付」です。



マイナンバーカードが  
**保険証として使えます。**

マイナンバーカードを保険証として使うと

**POINT 01**

**より良い医療が可能に!**



初めての医療機関等でも、薬剤情報等の閲覧機能を使えば、今までに使った薬の情報が共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。 ※閲覧できるのは、医師・歯科医師・薬剤師等有資格者のみです

**POINT 02**

**手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に!**



限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

このステッカーが目印!



**事前に登録するだけで利用できます!**



ひと、くらし、みらいのために  
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

詳しくは 

マイナポータル

